刑事手続の流れ

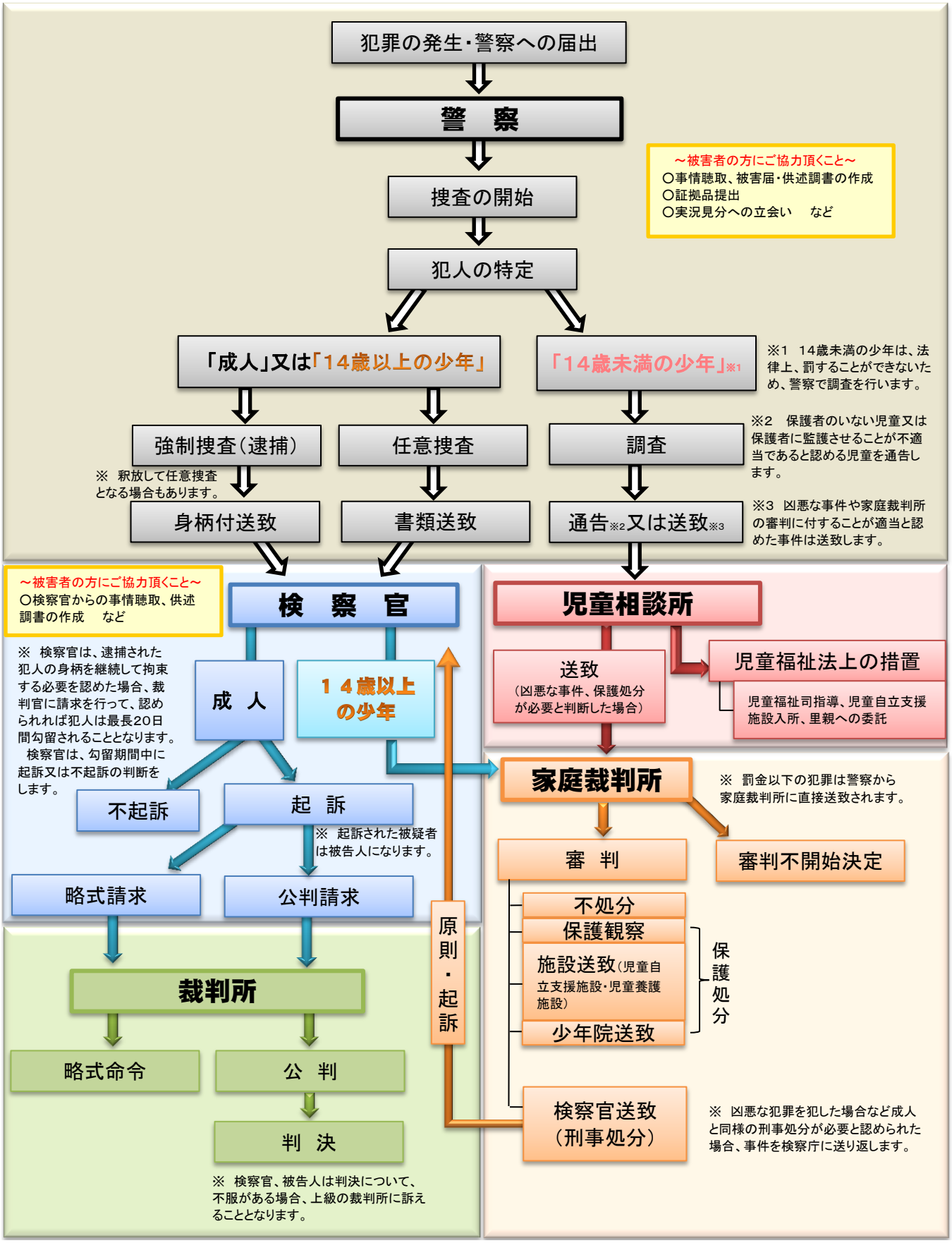
犯罪の発生・警察への届出
警　察
捜査の開始
犯人の特定
～被害者の方にご協力頂くこと～
○事情聴取、被害届・供述調書の作成
○証拠品提出
○実況見分への立会い　など
「成人」又は「14歳以上の少年」
「14歳未満の少年」※1
※1　14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査を行います。
強制捜査（逮捕）
任意捜査
調査
※2　保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を通告します。
※　釈放して任意捜査となる場合もあります。
身柄付送致
書類送致
通告※2又は送致※3
※3　凶悪な事件や家庭裁判所の審判に付することが適当と認めた事件は送致します。
～被害者の方にご協力頂くこと～
○検察官からの事情聴取、供述調書の作成　など
検　察　官
※　検察官は、逮捕された犯人の身柄を継続して拘束する必要を認めた場合、裁判官に請求を行って、認められれば犯人は最長20日間勾留されることとなります。
検察官は、勾留期間中に起訴又は不起訴の判断をします。
成　人
１４歳以上の少年
不起訴
起　訴
※　起訴された被疑者は被告人になります。
略式請求
公判請求
裁判所
略式命令
公　判
判　決
※　検察官、被告人は判決について、不服がある場合、上級の裁判所に訴えることとなります。
原則・起訴
児童相談所
送致
（凶悪な事件、保護処分が必要と判断した場合）
児童福祉法上の措置
児童福祉司指導、児童自立支援施設入所、里親への委託
家庭裁判所
※　罰金以下の犯罪は警察から家庭裁判所に直接送致されます。
審　判
審判不開始決定
不処分
保護観察
施設送致（児童自立支援施設・児童養護施設）
少年院送致
保護処分
検察官送致（刑事処分）
※　凶悪な犯罪を犯した場合など成人と同様の刑事処分が必要と認められた場合、事件を検察庁に送り返します。